

地域未来投資促進法に基づく支援

成長ものづくり・
第4次産業革命・
ヘルスケア分野

地域未来投資促進法とは

地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する事業（「地域経済牽引事業」）を促進する。

正式名称：地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
公布：平成29年6月2日 施行：平成29年7月31日

地域未来投資促進法に基づく主な支援

国税の課税特例（減税措置）

【内容】機械装置 特別償却40% 又は 税額控除4%
器具備品 特別償却40% 又は 税額控除4%
建物等 特別償却20% 又は 税額控除2%

※支援対象となる取得価額は100億円が限度
※特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、翌事業年度に繰越可能
※税額控除は、事業年度の法人税額又は所得税額の20%が上限

地方税の課税免除等

【内容】不動産取得税、固定資産税の課税免除等（市町村で免除等の条例制定が必要）

※そのほか、県の基本計画で指定する「重点促進区域」（県内工業団地）における工場立地法の緑地等面積率の緩和（市町村で条例の制定が必要）等の支援措置があります。

地域未来投資促進法に基づく支援を受けるには

☆地域経済牽引事業計画を策定し、県知事の承認を得ること。
☆国の確認を得ること。

・土地は県の承認後に取得するものが対象
・建物等は県の承認後に工事着工するものが対象
・機械装置、器具備品は国の確認後に取得※するものが対象
※税制上の「取得」



県の承認要件 ※裏面の基本計画参照

- 地域の特性を活用すること(以下①～⑦のいずれか)
 - ①機械金属関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
 - ②電気・電子関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
 - ③食品関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
 - ④木材・住宅関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
 - ⑤パルプ、繊維、医療関連製造業等の固有技術を活用した成長ものづくり分野
 - ⑥情報関連産業の集積を活用した第4次産業革命分野
 - ⑦高齢者や従業者の健康に関する情報を活用したヘルスケア分野
- 事業実施前後の付加価値増加分が3,029万円超
付加価値額＝売上高－(売上原価＋販売費及び一般管理費)＋給与総額＋租税公課
- 以下のいずれかの経済的効果が見込まれる
 - ・売上高：5%増加
 - ・取引額：5%増加
 - ・雇用者数：4%もしくは5人増増加
 - ・雇用者給与支払総額：13%若しくは15百万円増加

国の確認要件（国税の課税特例 要件）

- 先進性を有すること
- 総投資額が2,000万円以上
- 前年度の減価償却費の10%を超える投資額
- 対象事業の売上高伸び率 \geq 過去5事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率+5%
- 対象事業の売上高伸び率がゼロを上回る

地方税の特例 要件

- ・国の確認を得たこと
- ・不動産、固定資産の取得額が1億円超（農林漁業関連業種は5千万円超）

【お問い合わせ】 島根県商工労働部 企業立地課 TEL:0852-22-5656
<http://www.pref.shimane.lg.jp/shoko/krichi/>

【計画申請の窓口】 島根県商工労働部 商工政策課 TEL:0852-22-5595

計画のポイント

0.8
1.3

26

25

